

教員免許更新制を「発展的解消」

「発展的解消」で教員はさらに多忙に？

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

審議まとめ(案)の概要

- I. はじめに
- II. 教員免許更新制の概要
 1. 教員免許更新制の目的
 2. 教員免許更新制に関する制度のあらまし
 3. これまでの教員免許更新制に関する見直し等の内容
 - * 免許更新講習の必修領域の精選と選択必修領域の導入
 - * 講習と現職研修との相互認定のとりくみ、講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与など
- III. 教員免許更新制導入後の社会的変化
 1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
 - * 「知識伝達型」に留まらない協議・演習形式の学び、地域や学校現場の課題の解決を通じた学びを自律的に求めて深めていくことが必要
 - * 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすことが必要である、教師一人一人の個別最適な学びが求められる
 2. 教師の研修環境の変化 (研修の体系的・計画的実施の)

香教組ホームページ <http://kakyoso.com/>

8月23日、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会におかれた「教員免許更新制小委員会」が第5回会議を開催し、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて「審議まとめ(案)」(以下、審議まとめ案)について審議しました。

審議まとめ案は、教員免許更新制と「新たな教師の学びの姿」について検討し、教員免許更新制は「新たな教師の学びの姿」を実現するうえで「疎外要因」となる考えざるを得ないなどとして、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教員免許更新制を「発展的に解消すること」を文部科学省において検討することが適当である」としました。

- IV. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び
 1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿 (学び続ける教師)
 - * 教師はそもそも学び続ける存在であることが強く期待されている
 - * 時代の変化が大きくなる中で常に学び続けなければならない
 - * 主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとつても重要なロールモデル
 - (教師の継続的な学びがシステムの主体的な姿勢)
 - * 教師の主体的な姿勢
 - * 一人一人の教師が安心して学びに打ち込める環境の構築
 - (個別最適な教師の学び)
 - * 個別最適な教師の学び (適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」)
 - * 具体的な目標の達成に向けた体系的・計画的な実施
 - * 適切な目標設定 (「将来の姿」と現状(「現状の姿」)
 2. 「新たな教師の学びの姿」の適切な把握
 - * 任命権者や服務監督権者・学校管理職等と教師の積極的な対話
 - (質の高い有意義な学習コンテンツ)
 - * 明確な到達目標と適切な内容を備えていること
 - * 体系的な位置付けられ、レベルも整理されていること
 - * 質の高い学習コンテンツが豊富に提供されていること
 - * 質保証の仕組みが適切に機能していること
 - * 各学習コンテンツをワンストップ的に集約・提供するプラットフォームが存在していること
 - * 教員免許状を保有するものの、教職には就いていない者が学ぶ上で必要な学習コンテンツが存在していること
 - * 知識伝達型の学習コンテンツに留まらない自らの経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びが提供されていること
 - (学びの成果の可視化と組織的共有)
 - * 学びの成果が可視化され、個人の学ぶ意欲を喚起できていること
 - * 学びの成果が組織において積極的に活用されていること

と

* 教師の学びを全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組みが構築されていること

(デジタル技術の活用)

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて講ずべき当面の方策
 - i) 公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供(研修受講履歴の記録管理、履歴を活用した受講の省令の義務付け)

- (任組みの概要)
 - ① 任命権者や服務監督者・学校管理職等が個々の教師の学びを把握し、教師の研修受講履歴を記録・管理する
 - ② 教師と任命権者や服務監督者・学校管理職等が、積極的な対話を行うとともに、教師本人のモチベーションとなるような形で、適切な研修を奨励する
 - * 各任命権者が(教師の研修履歴等を記録・管理し、それを活用しながら)、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務づけることを検討すべき
- (必ずしも主体性を有しない教師に対する対応)
 - * 期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合は、服務監督者又は学校管理職等の職務命令に基づき研修を受講させることが必要となることもあり

黒板

2学期を前に、「免許更新制廃止」のニュースが現場に届き、喜びの声が上がりました。ところが、詳細をみると日常的な研修の報告が義務付けられ、従わなければ懲戒処分もありうるかとされています。

IDで管理され、情報が一元化されます。研修の構築や管理は「教職員支援機構」が担います

▼「教職員支援機構」はおそらく外部団体としてその体をなすと予想されます▼香川県の教職員は、60年近くの間、「香小中研」という任意団体の研修を官制研修として受け止め、多くの時間を費やしてきました。(香川県の教育の底上げの役割を担ってきたことまでは否定しませんが)今、働き方改革として、その在り方が

見直されようとしています▼一方「教員免許更新制の発展的解消」では、教職員の研修の在り方が細かく規定されています。現場の教職員が必要な研修は、「目の前の課題を解決するため」のリアルなもの。そして、「教職員が人として豊かに成長できるもの」ではないでしょうか。それは、地域・学校・学級・教科によって変わり、一元化できるものではありません▼任命権者が研修履歴を記録管理し、期待する水準の研修を受けていると認められない場合は、「上」の意に沿わない教職員は強制的に研修を受講させ、「指導上の措置」も講じるとされています▼これは、不適格教員を排除しようとするものではないかと危惧されます▼現場の教職員に様々なゆとりを保障し、子どもたちと向き合う時間を大切にしようとするならば、教職員は、「子どもたちのために」豊かに知識を広げていくと思うのですが。

負担軽減ではなく管理統制へ？

える

*万が一職務命令に従わないような事例が生じた場合は、地公法第82条第1項第2号に規定する懲戒処分要件に当たり得ることから、事案に応じて、適切な人事上又は指導上の措置を講じる」とが考えられる

ii) 国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実

*国立学校・私立学校の設置者に対して、公立学校での取組について情報提供を行う

iii) 教員免許状を保有するものの教職には就いていない者の資質能力の確保に資する学習コンテンツの開発

iv) 現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正

*大きな社会変容を考慮した上で教師の資質向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点を明らかにすべく、指針の改正を行う必要がある

3. さらに検討を深めるべき事項と具体的方向性

i) 「新たな教師の学びの姿」の高度化を支える仕組みの構築

(研修履歴を管理する仕組みの高度化)

*デジタル技術を活用した高度化を具体的に構想していく

*研修受講履歴を記録管理するための情報管理システム (研修受講履歴管理システム)

△) の導入により、教師が受講の都度タイムリーに入力できるようにすることが可能になる

(新しい姿の高度化を支えるJの仕組み)

①到達目標に照らして、学習コンテンツの質の保証を行う仕組み (専門的な観点から審査し、認証する)

②学習コンテンツ全体を見渡し、ワンストップ的に情報を集約し、整理・提供するプラットフォームのような仕組み (「教科指導」「生徒指導」「学級経営」などのテーマに従って分類し、「入門」「基礎」「応用」「発展」などのレベルを付与する)

③個別のテーマを体系的に学んだことを、全国的な観点から質が保証されたものとして証明する仕組み (「証明書」の発行という形態だけでなく、証明のデジタル化も視野に入れていく)

(Learning Analytics(学習分析)を通じて教師の個別最適な学びの促進)

*研修受講履歴管理システムと3つの仕組みの一体的構築・運用を確保するためにも、一人一人の教師にシステムを利用するためのID (利用ID) を適切に付与することが必要

*利用IDは、児童生徒の学習履歴 (スタディ・ログ) をはじめとした教育データを活用した個別最適な学びの充実を図っていく仕組みが今後構築されていく中にある

*今後、マイナンバーをはじめ

め、様々な政策分野のデータベースとの連携など、IDの在り方に関する政府全体の検討を見据えつつ、検討を進めていく

(研修受講履歴管理システムとJの仕組みの一体的運用体制)

*研修履歴管理システムは、制度的に責任を負うこととなる任命権者が共同で構築し、管理責任を負う。システムの構築や運用に教職員支援機構が参画する

*3つの仕組みの構築や運用は、任命権者が人材面での協力やリソースの提供を行うことを前提に、教職員支援機構が担う

ii) 教職員支援機構の果たすべき役割

*現在行っている教職員等中央研修に加え、都道府県教育委員会等の任命権者等が企画・実施する研修に活用可能な質の高い研修コンテンツを、継続的・計画的に共同して作成することも有効

V. 「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

(「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制の矛盾)

*「新たな教師の学びの姿」を実現する上で、教師の学びと免許状の効力を紐付けた教員免許更新制はその阻害要因となると考えざるを得ない

(教員免許更新制の評価と課題改善の可能性)

*「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、教員免許

更新制を発展的に解消することを文科省において検討することが適当である

*この措置のタイミングについては、「新たな教師の学びの姿」を実現するための当面の方策の実施と同時にあることが適当である

*その際、既に授与された教員免許の有効期間の在り方等については、文科省において法制的な観点から検討を深めていく必要がある

*教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現することにより、教師の専門職性の高度化が進んでいくことが期待される

(大学に対する期待)

*大学等が有償で提供する多様な質の高い学習コンテンツは、「新たな教師の学びの姿」の中にあっても、中核的な役割を占めることが期待される

VI. おわりに ※「追記予定」とのこと

右記の内容は、その後の審議で、おおむね了承されました。さらに左記のような意見が出され、次回

「先生方にエールを」

「教員免許更新制小委員会」の審議で、すでに修正を加えて、さらに検討されることになりました。

●教師自身が研修の中で主体的・対話的で深い学びができるように。コンテンツの提供がすべてではなく、「協働的な学び」の保障も考えることが必要

●「個別最適な学び」は書かれているが、「協働し探究する、学び手」としてのあり様が書かれていない。「探究」を今後の学びの転換として打ち出すことができ

ないか。

●「新たな姿」に、校内研修を位置付けられないか。授業研究などの積み重ねが各学校に蓄積されている。

●新たな学びを立ち上げる時期について、早めにしていくことが緊急の課題

●最後のところに、先生に対する応援のメッセージを入れてほしい。これは研修でがんばらめになるということではない、誇り高く安心して学んで楽しい仕事ができる、というメッセージを入れてほしい。

●現場の先生たちは授業や学活を他の先生にお願いして、後ろめたさを持ちながら研修に出掛けている。安心して学びに打ち込める環境整備をお願いしたい。

●カリキュラム・オーバードロード (負担過重) に手をつけていかないと、新しい学びは実現できない。「おわりに」のところに、資源の確保に手をつけるべきだとそのことを中教審・部会の中でしっかりとすすめていくと本意を示す。そのことと先生方へのエールを両立させる書き方にしてもらえないか。

小委員会後の記者会見で、萩生田文科大臣は、教員免許更新制を「早ければ2023年度から廃止する」との方針を表明しました。来年の通常国会で廃止に必要な法改正を行い、2023年度から新たな研修制度を開始する計画であると考えられます。

その間に免許状の更新期限を迎える場合にかかわって、8月24日、文科省は、全教はじめ教育関係諸団体に対し、次のように連絡してきました。

更新制の廃止と新たな研修制度は早ければ2023年度から

昨日、中央教育審議会(令和の日本型学校教育)を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会(第5回)が行われ、審議まとめ(案)が示されました。

なお、法改正が行われるまでの現行制度の存続について、小委員会後に行われた記者会見にて、萩生田大臣が下記のように発言いたしましたので、お知らせいたします。

【大臣発言】

中央教育審議会が最終的な結論を得た上で、関連する法改正が行われるまでは、現行の教員免許更新制は存続することになります。このため、免許状の有効期間が到来する先生が、更新講習を修了し、更新手続を行わない場合は、免許状が失効することになりかねません。審議まとめの案では、免許状更新講習の受講も研修履歴の記録及び管理の範囲に含め、人事配置や校務分掌の決定などに積極的に活用していくことも考えられるとされていることと踏まえ、各先生におかれては、必要な受講・手続に遺漏なきよう対応していただくようお願いいたします。

これに対し、香教組の上部組織である全教は、8月23日教員免許更新制廃止を求める「ひとこと署名」総計37387筆とともに、「きっぱり廃止」と決定までの間に全教はじめ教職員組合などと意見聴取の機会をもつよう、強く要求しました。

(引用 全教「教文・教材ニュース」 「文科省HP」)

